

隠岐の島町公告

隠岐の島町就業管理システム構築運用業務に係る公募型プロポーザルの手続きを開始するので、次のとおり公告する。

令和元年 12 月 9 日

隠岐の島町長 池田 高世偉

1. 業務の概要

(1) 業務名

隠岐の島町就業管理システム構築運用業務

(2) 業務内容

別紙「隠岐の島町就業管理システム構築運用業務仕様書」のとおり

(3) 契約期間

①システム構築

令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 7 月 31 日までとする。

②システム運用に伴う保守

令和 2 年 8 月 1 日から令和 7 年 7 月 31 日までとし、それぞれ単年度契約とする。

2. プロポーザルの概要

別紙「隠岐の島町就業管理システム構築運用業務プロポーザル実施要領」のとおり

3. 参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、次に掲げる事項を全て満たすものとする。

(1) 平成21年度から令和元年度において、本システムに関わらず島根県内地方公共団体にシステム提案を行い、稼働実績を有する者であること。

(2) 参加申込書を提出するまでに、令和元年度隠岐の島町競争入札参加資格申請において、申請を行い受理された者であること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有する

者を経営に関与させていない者であること。

(6) 国税及び地方税の滞納がない者であること。

(7) この公告からプレゼンテーションの日までの間のいずれの日においても、隠岐の島町及び他の公共機関から指名停止措置を受けていない者であること。

(8) I SMS 認証及びプライバシーマークを取得していること。

(9) 島根県内に事業所等を有していること。

4. プレゼンテーション（提案審査）

参加資格確認の結果、プレゼンテーション審査の参加資格を認めた者に対し、プレゼンテーションによる企画提案の審査を行う。

5. 担当課係

〒685-8585

島根県隠岐郡隠岐の島町城北町 1 番地

隠岐の島町役場 総務課職員係

電 話 : 0 8 5 1 2 - 2 - 2 1 1 1

e-mail : soumu@town.okinoshima.shimane.jp

6. 実施要領等の交付

本プロポーザルに関する実施要領等の資料は、隠岐の島町ホームページからダウンロードすること。(URL : <http://www.town.okinoshima.shimane.jp>)

7. 参加申込書の提出

(1) 提出期限 令和元年 12 月 23 日 (月) 午後 5 時必着

(2) 提出先 担当課

(3) 提出方法 持参又は郵送 (書留郵便)

(4) 提出書類 隠岐の島町就業管理システム構築運用業務プロポーザル実施要領による

8. 企画提案書の提出

(1) 受付期間 令和元年 12 月 26 日 (木) から令和 2 年 1 月 20 日 (金) 午後 5 時

(2) 提出先 担当課

(3) 提出方法 持参又は郵送 (書留郵便)

(4) 提出書類 隠岐の島町就業管理システム構築運用業務プロポーザル実施要領による

9. 選定結果の通知及び公表

最高得点者及び次点者の名称及び採点結果を、参加者全員に文書で通知するとともに、隠岐の島町ホームページで公表する。

10. 契約方法

選定した最高得点者と協議が整い次第、契約を締結する。ただし、実施要領 1.5（参加資格要件）を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがある。

また、選定した最高得点者と契約締結に至らなかった場合は、次点者と協議を行うこととする。